

## 活動火山対策特別措置法 ※平成26年9月に発生した御嶽山噴火等を踏まえ改正（H27.12施行）

### ■ 火山防災協議会の設置

- 火山災害警戒地域に指定された都道府県と市町村が共同で設置

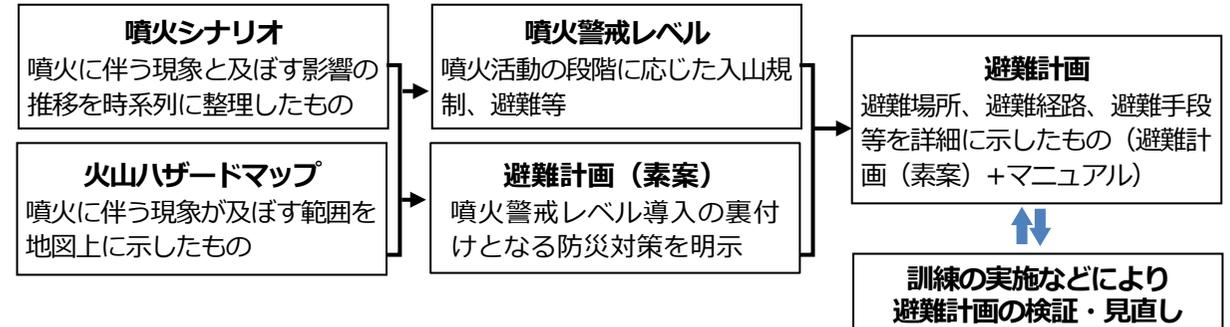
＜東京都の火山に係る火山災害警戒地域＞

伊豆大島	新島	神津島	三宅島	八丈島	青ヶ島
大島町	新島村 利島村 神津島村	神津島村 新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村

- 都道府県知事、市町村長、国、自衛隊、警察、消防、火山専門家、観光関係団体等により構成

### ■ 火山防災協議会の協議事項

- 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築等、一連の警戒避難体制について協議



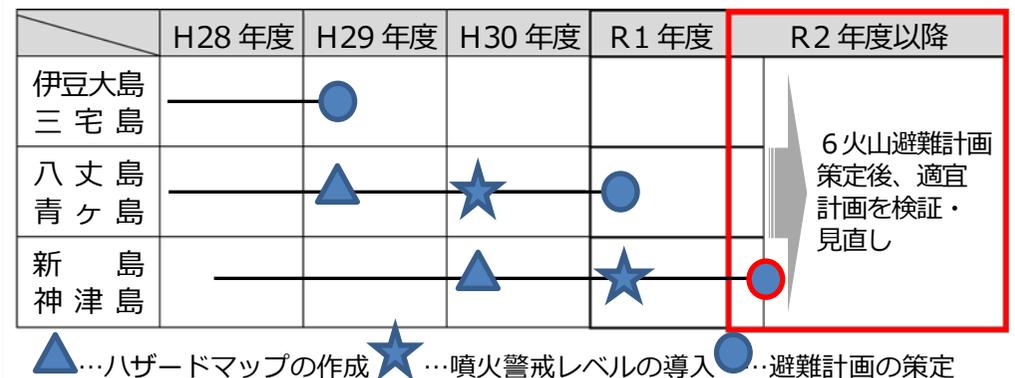
## 都内6火山の火山防災協議会 ※火山ごとに計6協議会（H28.4 設置）

### ■ 構成員

会長	東京都知事
副会長	関係町村長（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村）
委員	東京都 副知事、教育長、危機管理監、警視總監、消防總監、 関係局長（総務局、環境局*、福祉保健局、産業労働局、 建設局、港湾局、交通局）
	町 村 消防長（消防本部を置かない町村は消防団長）
	国 気象庁、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、 関東地方環境事務所*、自衛隊
	火山専門家（東京大学名誉教授など）
その他	各島観光協会*、東海汽船（株）、（一社）東京バス協会

※青ヶ島を除く

### ■ 避難計画策定までのスケジュール（イメージ）



### ■ 協議会の開催（書面開催）

開催期日：令和2年10月19日（月）から10月23日（金）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面形式で開催